

令和5年第3回教育委員会会議録

■会議名 令和5年第3回忠岡町教育委員会定例会

■日時 令和5年3月29日（水）午前9時30分から午前10時45分

■場所 忠岡町役場 2階 健康講座室

■出席者 教育委員会委員

教育長 富本 正昭

教育長職務代理者 井手 和代

委員 新田 哲也

委員 谷野 しづこ

委員 竹林 正訓

委員 徳田 久子

事務局

教育部長 二重 幸生

教育部生涯学習課長 畑中 孝昭

教育部教育みらい課長 森野 英三

教育部理事兼学校教育課長 石本 秀樹

教育部学校教育課参事 三好 泰隆

教育部教育みらい課主査 園部 一輝

■傍聴者数 0名

■会議録署名委員 徳田委員

■議事日程

日程第1 報告第7号 行事等報告について

日程第2 報告第8号 町立各学校園保育所行事について

日程第3 報告第9号 令和5年度町立各学校園の入園式・入学式について

日程第4 報告第10号 令和5年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について

案件1 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

案件2 忠岡町公民館条例の一部改正について

案件3 忠岡町働く婦人の家条例の廃止について

案件4 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）

について

案件5 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）

について

案件6 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）

について

日程第5 議案第3号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係規則等の整理について

日程第6 議案第4号 令和5年度忠岡町教育基本方針について

日程第7 議案第5号 令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について

日程第8 議案第6号 忠岡町公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第9 議案第7号 忠岡町働く婦人の家条例施行規則を廃止する規則について

その他

■会議の内容

富本教育長	ただ今から令和5年第3回忠岡町教育委員会定例会を開催致します。 (開会 午前10時00分)
富本教育長	本日の応召委員は5名で、出席委員は同数であります。 従いまして委員会は成立しております。 なお、本日傍聴の申し出はございません。 本日の会議録署名委員を会議規則第16条第3項の規定により、教育長の指名として、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声ある場合)
富本教育長	ご異議がないので、徳田委員にお願いいたします。 次に、教育長の報告をさせていただきます。 本日が、令和4年度としては最後の教育委員会会議となります。委員皆様におかれましては色々と1年間大変お世話になりました。また来年度、令和5年度がもうすぐ始まりますがどうか引き続き本町教育委員会の教育行政各般、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の報告ですけれども今朝のニュースを見ておりますと、2点気になる場所がございました。保津川の川下りで行方不明者が出ているということで。以前に職員旅行で行き、普通に乘っていました。あれで行方不明者が出たということで改めて何が起こるのかわからないなど。4月から新しい学期が始まりますけれども、各学校・認定こども園、今一度危機意識を持って校内の安全管理も含めてするようになっていかなければならないと考えております。もう一点、皆様ご承知のとおり令和5年は小学校の教科書採択の年であります。教育委員会としてはかなり大きな、我々は地方教育行政の立場で一つの大きな事業、事案となります。小学校の授業で使う教科書の採択という事で、また追々説明させていただきますけれども7月の末には忠岡町の小学生が使用する教科書の採択を決定するという事務事業でございますので、ご協力の程よろしくお願い致します。藤井寺市で事案がございまして教育委員さんの方にも働きかけがあったという形で2名の教育委員さんが辞職されました。無いとは思いますが、あの手この手で教科書会社は連絡を

	<p>取って来たりしますので、その辺り私どもは一切関わらない、話を聞かない、帰っていただくようにしています。過去に校長の時ですけども自宅に一度来たときは帰ってくださいとしたこともありました。疑わしい事をしてしまったら逆に向こう側から言われることもありますので一切接触は断っております。もしそういう事案がございましたら報告を国に上げないといけませんので、何かございましたら事務局の方へご相談頂ければと思います。ちなみに、捕まった者は私が府で仕事をしていた時の部下です。教科書採択の重担もしておりました。一番わかっている人間がなぜあんなことをしたのか疑問に思っている所でございます。私も気を引き締めたいなど思っております。以上が私からの報告ですが、本日は後段に総合教育会議もでございますのでご協力の上、スムーズに進めさせていただきたいと考えております。</p>
富本教育長	<p>それでは議事に入ります。 議事日程を事務局より朗読願います。</p>
森野課長	<p>(議事日程朗読)</p>
富本教育長	<p>日程第1・報告第7号「行事等報告について」を議題と致します。 事務局より議案の朗読を願います。</p>
森野課長	<p>(議案朗読)</p>
富本教育長	<p>会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。</p>
畑中課長	<p>生涯学習課から 令和5年2月分の社会教育行事について報告いたします。議案書の3ページをお願いいたします。 まず最初に2月実施の社会教育行事等をご覧のとおりで保健センターの健診時を活用した「ブックスタート事業」は、ブックセカンドを実施いたしました。子育て支援施策である「おもちゃの病院」、「のびのびサロン」、「子育て親サロン」を児童館にて実施いたしました。また、各種団体の活動では、こども会育成者協議会、少年団育成者連絡協議会、青少年指導員協議会が定例会を開催いたしました。行事については、以上でございます。 次に、2月の各館の実績報告をいたします。</p>

4ページをお願いします。児童館についてでございます。
まず、4ページの児童教室でございますが、ご覧のスケジュールにて実施いたしました。2月の延べ出席人数は191人となっております。5ページは、児童館利用者数でございます。
のびのび広場は延べ162人、自習室は延べ43人、キッズクラブは延べ291人、親サロン等家庭支援教室は17人、児童教室は延べ191人、となっております。6ページをお願いします。
ふれあいホールの使用状況でございます。11団体の申し込み中、一般申し込みは1件、収納した使用料は合計38,740円となっております。7ページをお願いします。
コパンスポーツセンター忠岡の利用状況でございます。
利用延べ人数は4,571人、運営日数は24日間、1日平均の利用者数は190.5人となっております。
8ページをお願いします。続きまして、文化会館の事業報告でございます。講座等の利用状況でございます。
まず、(1)定期講座の「日本語読み書き教室」には4人参加、(2)単発講座は4タイトルで、合計延べ103人の参加となっております。次に(3)働く婦人の家相談事業の「女性の悩み電話相談」は、相談はございませんでした。9ページをお願いします。
(その他の事業)といたしまして、自習室開放は、学生対象では、小学生、中学生なし、高校生3人、大学生(その他)は、おられませんでしたが。一般・社会人対象では、高校生・大学生は、8人、一般・社会人6人の利用となっております。
次に忠岡あすなろ未来塾は、小学生クラス2日間で83人、中学生クラス2日間で4人 合計87人の利用となっております。
10ページをお願いします。文化会館クラブの活動状況でございます。12ページの下段の合計欄をご覧ください。登録クラブ56団体の活動については、公民館部に延べ247人、働く婦人の家部に延べ715人、その他49人、合計延べ1,011人となっております。13ページをお願いします。文化会館一般利用の状況でございます。14ページの下段の合計欄をご覧ください。利用人数は公民館部に延べ148人、働く婦人の家部に延べ190人、合計延べ338人となり、開館日数20日、申込件数は36件、有料貸出は12件であり、合計68,740円を収納しております。
14ページをお願いします。最後に図書館利用の状況でございます。開館日数11日間、貸出冊数1,972冊、貸出人数621人となり、

	<p>1日の平均貸出冊数は179.3冊、1日平均貸出人数は56.5人、一人当たりの貸出冊数3.2冊となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
新田委員	あすなろ未来塾の実績が半減していますが、何か原因はあるのですか。
石本理事	2月につきましては4日、18日で、1月につきましては、小中学校ともに4回実施しておりますので、その影響で延べ人数が減少しておるものと考えております。
新田委員	4回か2回かの日程的な要因という事ですね。わかりました。
富本教育長	他に何かございませんか。 他に、ご質疑がないようですので、日程第1・報告第7号「行事等報告について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
富本教育長	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。 次に日程第2・報告第8号「町立各学校園保育所行事について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
森野課長	(議案朗読)
富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
森野課長	議案書19ページをお願い致します。東忠岡保育所園だよりです。 6日7日身体測定 9日避難訓練 14日お別れ会 20日卒園式 31日令和4年度保育終了 となっております。

	<p>続きまして20ページお願い致します。東忠岡幼稚園だよりです。</p> <p>1日から10日発育二測定 10日避難訓練 14日お別れ会 18日卒園式 24日終業式 となっております。保育所・幼稚園の報告は以上です。</p> <p>石本理事 小学校、中学校についてご説明いたします。 21ページをお願いします。</p> <p>忠岡小学校 3日 6年生を送る会、忠中ガイダンス 17日 卒業式 24日 修了式 22ページをお願いします。</p> <p>東忠岡小学校 1日 6年生を送る会 3日 忠中ガイダンス こすもす懇談会 17日 卒業式 20日 立会演説会 24日 修了式 23ページをお願いします。</p> <p>忠岡中学校 1日 進路懇談一般選抜特別選抜発表 1日から3日 1・2年生学期末テスト 10日 一般選抜入試 14日 卒業式 16日から22日 1・2年生三者懇談 20日 一般選抜発表 24日 修了式 以上でございます。</p> <p>富本教育長 説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> <p>谷野委員 3月までは今まで通り幼稚園保育所が分かれているという事で、卒園式とかは別日になっているのかと思いますが、来年度以降はどの</p>
--	---

	様な形になりますか。
森野課長	来年度につきましては、東忠岡こども園という事でスタートします。入園式は4月1日土曜日に在園時、新入園児合わせてこども園全体で開催予定としております。また、卒園式につきましても同様にしてい予定となっております。
谷野委員	わかりました。ありがとうございます。
富本教育長	他に何かございませんか。
徳田委員	各小学校、中学校で日にバラつきがありますが、忠岡小学校は25日、東小は27日、中学校は25日から春季休業日とありますが、これは先生が誰も出勤しない日となる期間ですか。
石本理事	あくまでも子どもたちは休業となりますが、教職員につきましては通常通り勤務となります。
徳田委員	では、この春季休業開始とはどういう意味のものですか。
富本教育長	休業日は業を休んでいる日という事で授業がない。通常の学期の中では土日が休業日となっています。長期休業日というのがありまして、春季、冬季、一番長いのが夏季とあって子どもたちは業が無いという事です。教職員は当然勤務を割り当てられていますので出勤する必要があります。昔は夏休みとか学校施設で長い事休めるなどというような話はあったのですが、今はほとんど出勤しておりますし、中学校は部活動をやっていきますのでほぼ出勤しています。授業が休みというのが休業日となりますので、よろしくお願い致します。
竹林委員	これは正式に言えば27日から春季休業が始まるという事です。
富本教育長	本来は、教育委員会規則で決まっているものでありますので、学校でずれていることがおかしいということになります。
竹林委員	25日、26日は休日なんですよ。27日からが春季休業が始まるという事です。

富本教育長	決まっているものなので、学校によってずれているということがおかしいという事です。よろしくお願いします。
富本教育長	私の方から1点、卒業式の話が出ておりましたので、ご出席いただいた、職務代理は忠岡小学校、新田委員は東忠岡小学校で、私は忠岡中学校へ参加いたしました。まずは忠岡小学校から、簡潔にどんな様子であったかをご報告いただければと思います。
井手職務代理	忠岡小学校に行かせていただきまして、はじめての小学校ということでした。担任の男の先生がすごい泣いておられて、それがすごく感動してよかったです。
富本教育長	ありがとうございます。新田委員、東忠岡小学校の報告をお願いします。
新田委員	卒業生が96名、3クラスという事で、ちょっとずつ減ってきているのかなと。ずっと4クラスという印象がありまして、ここ数年はコロナで卒業式には出席していなかったんですけどやっぱり減っているなど。卒業式では掛け合いとか歌の時でも、5年生、在校生が出席していなかったなのでそこは少し寂しいなと感じました。
富本教育長	ありがとうございます。私は忠岡中学校へ参加しましたが、一言でいうと、本当に素晴らしい卒業式だったなど。コロナ前はずっと出席させてもらっていたんですけども、結構ゴソゴソしてたり、私語があったりしていたんですけども、今回町長と私と出席させていただいて本当に私語もない素晴らしいものでした。オンとオフを上手い事使い分けていて、その後の町民グラウンドでは色々ありますが、中ではちゃんと制服を着て、合唱コンクールの課題曲を大きな声で歌ってくれました。それを歌いながら泣き出している子どもさんもいたりで、本当にいい卒業式だったなど町長ともお話をさせて頂いたところですよ。先生方頑張って頂いてこの状態が続いたらいいなという思いがございます。
富本教育長	他に何かございませんか

井手職務代理	中学校の入試、一般選抜等あるのですが、その辺りは皆いけていますか。
石本理事	特に学校の方からは問題等聞いておりませんので、4月の定例会で進路関係についてご報告させていただきます。
富本教育長	他に何かございませんか。 他に、ご質疑がないようですので、日程第2・報告第8号「町立各 学校園保育所行事について」を報告どおり承認することにご異議ご ざいませんか。
	(「異議なし」の声)
富本教育長	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。 次に日程第3・報告第9号「令和5年度町立各学校園の入園式・入 学式について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願いま す。
森野課長	(議案朗読)
富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
森野課長	27ページをお願いします。令和5年度町立学校園の入学式の日程 についてでございます。 開催日時はご覧の通りでございます。出席者につきましては 忠岡中学校が富本教育長、教育委員皆様全員、教育部長で告辞が富 本教育長、 忠岡小学校が富本教育長、竹林委員、徳田委員で告辞が富本教育長 東忠岡小学校が井手職務代理、新田委員、谷野委員、二重教育部長 で告辞が井手職務代理 こども園につきましては出席なしとなっております。報告は以上で ございます
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
竹林委員	7日の金曜日は申し訳ありませんが欠席でお願い致します。

富本教育長	小学校の入学式は、ざわざわした状況であつという間に終了します。ご無理ない範囲でよろしくお願い致します。
富本教育長	<p>他にご質疑がないようですので、日程第3・報告第9号「令和5年度町立各学校園の入園式・入学式について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p>
富本教育長	<p>ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。日程第4・報告第10号「令和5年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p> <p style="text-align: center;">（ 議案朗読 ）</p>
富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
森野課長	<p>案件1 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。</p> <p>お手元の「報告第10号案件1 教育みらい課資料」をご覧ください。本件は、忠岡町立東忠岡こども園開園に伴い必要な関係条例の整理でございまして、忠岡町行政手続条例、忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例において字句の修正、忠岡町立幼稚園条例、忠岡町保育所設置条例を廃止するものでございます。説明は以上でございます。</p>
富本教育長	只今の案件1についてご質疑ございますか。
富本教育長	無いようですので、案件2について説明願います。
畑中課長	33ページをお願いいたします。案件2、忠岡町公民館条例の一部改正についてご説明いたします。生涯学習課資料1をご覧ください。本条例改正の背景といたしましては、次の案件3で上程しています忠岡町働く婦人の家条例の廃止に伴い使用料の改正をするもので

	<p>す。内容としては 11 条が号の追加、別表が区分、料金の追加、その他字句の修正となっております。新旧対照表をお配りしておりますので後程ご高覧下さい。</p> <p>関連しますので、引き続き案件 3 忠岡町働く婦人の家条例の廃止についてご説明いたします。35 ページをお願い致します。また、お手元の生涯学習課資料 5 ページも併せてお願い致します。</p> <p>働く婦人の家は公民館と図書館と合わせて文化会館の中の一つの施設としてあります。条例廃止の背景としましては、令和 2 年 10 月に新たに設置した忠岡町文化会館運営委員会でご審議頂き、働く婦人の家を廃止して公民館と統合することで、性差・年齢等によることのない、地域住民全ての生涯教育の代表的機関として、また文化的に発展可能な施設として地域住民の文化活動を支援することを目指していくという答申を踏まえたものでございます。次のページが忠岡町文化会館条例の一部を改正する条例の新旧対照表となります。働く婦人の家条例の廃止に伴う、字句を削除するものであるため、新たに文化会館条例を訂正するのではなく規則を補うためにつけられた附則として改めるものであります。説明は以上でございます。</p>
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
富本教育長	<p>少し説明が分かりにくかったかと思いますが、要は働く婦人の家というのが時代にそぐわないので廃止して、公民館のある文化会館に吸収するというのでまず廃止をしました。本来は先にその廃止条例を出さないといけないのですが、条例の置かれている位置関係で前後しております。そこでやっておいて、貸し出しの際に使用料を決めなければいけないため、文化会館の部分にそれを含めたというものであります。今までは 3 施設があって文化会館であったものが、公民館と図書館を合わせて文化会館となるものでございます。</p>
富本教育長	他に何かございませんか。
竹林委員	<p>細かいところで、調べて頂ければと思うのですが 14 条の所で伝染性疾患という文言があって改正後も引き続き同じ伝染性疾患となっておりますが、これは今の時代に合うような感染症というような表示が良いのであればまた調べて頂けたらと思います。</p>

富本教育長	事務局の方でまた確認お願い致します。 他に何かなければ、次の案件をお願いします。
森野課長	<p>案件4、案件5、案件6につきましては関連しますので一括でご説明させていただきます。 37ページをご覧ください。 案件4、令和4年度忠岡町一般会計補正予算第10号教育委員会関連分についてご説明させていただきます。 では、議案書の40ページをご覧ください。 歳入で、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費 国庫負担金で補正額782万1千円は、子どものための教育・保育給付費負担金（2・3号分）でございます。第2目 教育費国庫負担金で補正額275万1千円は、子どものための教育・保育給付費負担金（1号分）でございます。次ページに参りまして、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金で減額補正額1億2千789万6千円は、令和4年度認定こども園整備事業に係る都市構造再編集中支援事業費補助金の交付決定に伴う減額ほかでございます。第9目 教育費国庫補助金で補正額465万円は、学校保健特別対策事業費補助金ほかでございます。 第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費負担金で補正額391万円は、子どものための教育・保育給付費負担金（2・3号分）でございます。 第2目 教育費負担金で補正額137万5千円は、子どものための教育・保育給付費負担金（1号分）でございます。 42ページに参りまして、歳出でございます。第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目 児童福祉施設費で補正額1千794万8千円は、認定こども園施設型給付費（2・3号分）でございます。第6目 認定こども園整備費で国庫補助金の交付決定に伴う財源更正でございます。次ページに参りまして、第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費で補正額312万円は、感染症対策消耗品代ほかでございます。こちらは、学校保健特別対策事業費補助金において、1/2の財政措置がなされます。次ページに参りまして、第3項 中学校費、第1目 学校管理費で補正額156万円は、感染症対策消耗品代ほかでございます。こちらも小学校費と同様、学校保健特別対策事業費補助金において、1/2の財政措置がなされます。第4項、第1目 幼稚園費で補正額550万4千円は、</p>

	<p>認定こども園施設型給付費（1号分）でございます。</p> <p>続いて、45ページより案件5 令和4年度忠岡町一般会計補正予算第11号についてご説明させていただきます。</p> <p>第1条は、繰越明許費で、翌年度へ繰り越す経費については、「第1表 繰越明許費」によるものでございます。</p> <p>次ページ「第1表 繰越明許費」をご覧ください。</p> <p>繰越明許費については、教育費、小学校費において、学校等における感染症対策等支援事業270万円を計上、中学校費において、同じく学校等における感染症対策等支援事業135万円を計上するもので、今年度中に完了をみないため、翌年度へ繰り越すものでございます。</p> <p>今回の繰越明許については、先ほどの説明の中にもございました令和4年度一般会計補正予算第10号の当該経費の一部を繰り越すもので、2事業とも繰越財源として繰越金額の1/2が国庫補助金、残りが一般財源となっております。</p> <p>続いて、47ページより案件6 令和4年度忠岡町一般会計補正予算第12号についてご説明させていただきます。</p> <p>こちらも同様に、繰越明許費となります。次ページをご覧ください。</p> <p>繰越明許費については、教育費、社会教育費において、町民運動場改修工事設計業務委託料469万7千円を計上するもので、今年度中に完了をみないため、翌年度へ繰り越すものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
富本教育長	説明は以上のおりです。ご質疑を承ります。
富本教育長	<p>ご質疑がないようですので、日程第4・報告第10号「令和5年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（ 「異議なし」 の声 ）</p>
富本教育長	次に日程第5・議案第3号「忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係規則等の整理について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
森野課長	（ 議案朗読 ）

富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
森野課長	議案書につきましては51ページから76ページまでに廃止、制定等を記載しております。お手元の議案第3号教育みらい課資料1に内容を取りまとめておりますので、ご覧ください。内容につきましては先ほどの条例改正と同様に、東忠岡こども園設置に伴う必要な関係規則等の整理でございます。詳細につきましては、後程こちらの資料をご高覧頂ければと思います。説明は以上でございます。
富本教育長	説明は以上のお通りです。ご質疑を承ります。
富本教育長	開園に伴いあったものをひとつにまとめて、不要なものは廃止するというものですね。
森野課長	その通りでございます。
富本教育長	ちなみに、76ページにありますのが新しい認定こども園の園章でございます。園旗や卒園証書等に使用されるものです。
富本教育長	他に何かございませんか。
竹林委員	こども園のこどもという文字はひらがなになっていて、60ページの申請書等は子どもという表記になっているのですが、このあたりの整合性はとれているという事によろしいでしょうか。
二重部長	こども園という形の場合はひらがな表記になっております。
富本教育長	他に何かございませんか。 ご質疑がないようですので、日程第5・議案第3号「忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係規則等の整理について」を原案のお通り承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)

富本教育長	ご異議がないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に日程第6・議案第4号「令和5年度教育基本方針について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
森野課長	(議案朗読)
富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
石本理事	<p>「忠岡町教育基本方針 令和5年度 学校園における指導の指針」について、説明をさせていただきます。資料「忠岡町教育基本方針」をお願いいたします。こちらは、大阪府教育委員会の市町村教育委員会に対する指導・助言事項を踏まえて、毎年、学校園に対して、町教育委員会が示している指導の指針でございます。</p> <p>この基本方針は、忠岡町教育大綱をもとに、忠岡町の教育について、子どもに付けたい力がかかげ、4つの大きな柱で構成されております。</p> <p>昨年度から新たに追加・変更した部分でございますが、表紙をめくっていただいて、忠岡町教育大綱、そして、次のページの「はじめに」をご覧ください。まず、昨年度、記載しておりました「新型コロナウイルス感染症に係る対応」につきましては、現下の国、府の動向から特別重点としては削除し、「はじめに」の3段落目に、新型コロナウイルス感染症への対応について追記いたしました。また、令和5年度から東忠岡こども園が開園することとそれに伴う文言を本文においても変更しております。併せて、下から7行目に「さらに、令和5年度から統合型校務支援システムの本格導入や医療的ケア看護職員配置事業の新たな実施」について追記しております。なお、医療的ケア看護職員配置事業につきましては、本日、その他にて、ご説明させていただきます。</p> <p>本文の8ページをお願いいたします。〈3〉障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援におきまして、今年度当初に、国及び府から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知があり、(35)「通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障がいのある子どもの学びの場の充実をめざすこと」を追記しております。併せて、9ページの(40)に通級指導教室での指導・支援について追記しております。</p>

	<p>また、先程申し上げました医療的ケア看護職員配置事業の新たな実施に伴い、(43)に医療的ケア実施体制の構築について追記しております。10ページをお願いします。(48)に、いじめが行われないよう、適切な支援を行うこととともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを追記しております。併せて、(51)にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働によるきめ細やかな実態把握に努めることを追記しております。</p> <p>次に、11ページをお願いいたします。キャリア教育の充実に向けて、(58)(59)を修正・追記しております。</p> <p>以上が新たな追加等でございます。それ以外は、文言等、府教育委員会の指導・助言事項にあわせて若干、修正しております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
富本教育長	今日初めてお目に触れるものもございますので次回のその他の部分でもご質疑等ございましたら承りますのでよろしくお願い致します。
富本教育長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>他に、ご質疑がないようですので、日程第6・議案第4号「令和5年度忠岡町教育基本方針について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
富本教育長	<p style="text-align: center;">(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議がないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に日程第7・議案第5号「令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p>
森野課長	<p style="text-align: center;">(議案朗読)</p>

富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
石本理事	<p>本議案は、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る等を目的として実施する中学生チャレンジテストの来年度の実施について、本町の参加の承認を得るものです。資料「令和5年度中学生チャレンジテスト実施要領」をご覧ください。調査の概要について説明いたします。</p> <p>次年度、実施予定のチャレンジテストにつきましては、第3学年が令和5年9月5日（火）に、中学校第1学年と第2学年が来年の1月10日（水）に実施されます。</p> <p>実施教科につきましては、第1学年では国語・数学・英語の3教科、第2学年及び第3学年では、国語・社会・数学・理科・英語の5教科が実施されます。</p> <p>本調査に参加し、その結果を活用して生徒の学力を把握し、本町の中学校の学力向上につながるよう、取り組みの成果と課題を検証し、今後の授業改善につなげたいと考えております。</p> <p>つきましては、来年度実施予定の中学生チャレンジテストへの参加についてご承認いただきますよう、ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
富本教育長	<p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p> <p>ご質疑がないようですので、日程第7・議案第5号「令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
（ 「異議なし」 の声 ）	
富本教育長	<p>ご異議がないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に日程第8・議案第6号「忠岡町公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p>
森野課長	（ 議案朗読 ）
富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

畑中課長	<p>議案書追加分の 2 ページをお願い致します。</p> <p>本規則改正の内容につきましては、お手元の生涯学習課資料 8 ページをご覧ください。背景としましては、忠岡町働く婦人の家条例の廃止に伴い、事業内容を公民館に追加し、また申請期日や使用料の納付等について明確にするものでございます。改正内容については第 2 条第 7 号、第 8 条の追加、第 9 条の全部改正、様式の変更、その他字句の修正となります。詳細につきましては新旧対照表を添付しておりますので後程ご高覧下さい。説明は以上でございます。</p>
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
富本教育長	先ほどと同様、廃止するものは廃止して、入れるものは入れるというものでございます。
富本教育長	<p>ご質疑がないようですので、日程第 8 ・議案第 6 号「忠岡町公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p>
富本教育長	<p>ご異議がないようですので、原案のとおり承認することに決めます。次に日程第 9 ・議案第 7 号「忠岡町働く婦人の家条例施行規則を廃止する規則について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p>
森野課長	（ 議案朗読 ）
富本教育長	会議規則第 9 条の規定により趣旨説明を求めます。
畑中課長	<p>追加議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>生涯学習課資料 1 5 ページを合わせて御覧下さい。改正の背景としましては、忠岡町働く婦人の家条例廃止に伴い廃止する規則でございます。説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長	<p>ご質疑がないようですので、日程第9・議案第7号「忠岡町働く婦人の家条例施行規則を廃止する規則について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p> <p>ご異議がないようですので、原案のとおり承認することに決めます。以上で、本日提出されました議案はすべて終了致しました。続きまして、その他に入ります。</p> <p>以下の内容を報告して終了。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 忠岡町教育委員会後援名義の使用許可について 2. 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について 3. 忠岡町立小中学校 医療的ケア実施要綱について 4. 令和5年第1回忠岡町議会定例会一般質問教育委員会関係事項について 5. その他教育委員会関係事項
-------	---